

○池田町公共施設使用料徴収規則

平成19年4月1日規則第3号

池田町公共施設使用料徴収規則

池田町公共施設使用料徴収規則（平成12年池田町規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、池田町公共施設使用料徴収条例（平成19年池田町条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき池田町公共施設の使用料徴収について必要な事項を定めるものとする。

（免除団体）

第2条 条例第2条第2号の免除団体は次の各号の一に該当するものとし、別表で定める。

- （1） 町が共催する事業等を行う団体（後援、協力、協賛を除く。）
- （2） 行政活動の協力目的等で利用する団体
- （3） 自治会及び分館（自治会長名又は分館長名申請に限る。）
- （4） 行政活動を補完する団体
- （5） 特に町が認める福祉関係団体、専ら社会奉仕を目的に活動している団体
- （6） 当該施設の管理運営受託団体
- （7） 保護者で組織する団体
- （8） 小中学生、高校生で組織する団体

（免除団体の認定又は取消）

第3条 免除団体の認定又は取消は、必要に応じ、町長又は教育委員会が行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

別表

区分	団体名
（1） 町が共催する団体 （後援・協力・協賛を除く）	池田ふるさと祭り実行委員会、あづみ野池田ハーフマラソン大会実行委員会
（2） 行政活動の協力目的等で利用 する団体	池田町体育協会、池田町芸術文化協会、社団法人長野県自家用自動車協会池田支部、大北地区少年友の会南部ブロック、池田町防火管理者協議会、社団法人広域シルバ

	一人材センター、信濃池田太鼓、池田町マレットゴルフ協会、池田町マレットゴルフ同好会、池田町ゲートボール協会、池田町野球連盟、池田町早起ソフトボール連盟、池田町老人クラブ連合会、池田町女性団体連絡協議会、池田町子ども会育成連絡協議会、池田町立美術館友の会 上記団体の下部組織及び構成団体は除く。
(3) 自治会及び分館 (自治会長名又は分館長名申請に限る)	省略（下部組織を除く。）
(4) 行政活動を補完する団体	社会福祉法人池田町社会福祉協議会、池田町商工会、財団法人池田町振興公社、池田町土地改良区、日本赤十字社池田町分区、池田松川交通安全協会、池田松川交通安全協会池田支部、池田松川交通安全協会会染支部、池田町防犯組合、池田町食生活改善推進協議会、池田町消費者の会、農村いきいきネットワーク池田、池田町農産物加工施設組合、I-WAVE、大北農業協同組合（農業行政に限る） 上記団体の下部組織及び構成団体は除く。
(5) 特に町が認める福祉関係団体、専ら社会奉仕を目的に活動している団体	池田町身体障害者福祉協会、なごみ会、ファイトの会、ひまわり会（母子会）、池田町手をつなぐ親の会、池田町障害をもつ親の会、池田町遺族会、環一緒、いけだフレンズ
(6) 当該施設の管理運営受託団体	省略
(7) 保護者で組織する団体	町内各園保護者会及び三園保護者会連絡協議会、町内各校PTA及び小中学校三校PTA連合会
(8) 小中学生、高校生で組織する団体	省略